

治安維持法から迫る共謀罪の本質 ～政府は何を甦らせようとしているか～

九州大学名誉教授 内田博文

1 本日、お話しする内容

- 戦前、日本は坂道を転げ落ちるように戦争の道を突き進んでいった。現在はどうか、似ていないか。
- 「共謀罪」(テロ等準備罪)は平成版「治安維持法」と言われるが、治安維持法とはいったいどのようなものだったのか。
- 「共謀罪」(テロ等準備罪)が市民に適用されることはないと政府はいつているが本当か。
- 「共謀罪」(テロ等準備罪)と治安維持法がよく似ているのはどういう点か。

2 戦争への道

(1) 戦前

- ・大正14年(1925年)治安維持法の制定
- ・昭和3年(1928年)治安維持法の改正
- ・昭和6年(1931年)満州事変
- ・昭和8年(1933年)国際連盟脱退
- ・昭和12年(1937年)軍機保護法の制定
- ・昭和12年(1937年)日中戦争
- ・昭和13年(1938年)国家総動員法
- ・昭和15年(1940年)日独伊三国同盟
- ・昭和16年(1941年)国防保安法の制定
- ・昭和16年(1941年)治安維持法の改正
- ・昭和16年(1941年)太平洋戦争
- ・昭和20年(1945年)無条件降伏

(2) 現在

- ・平成25年(2013年)特定秘密法の制定
- ・平成26年(2014年)集団的自衛権の行使を認める閣議決定
- ・平成27年(2015年)安保法制の制定
- ・平成28年(2016年)沖縄与那国島への自衛隊配備
- ・平成29年(2017年)共謀罪の法案化
- ・平成 ?年(201?年)憲法改正発議?

3 治安維持法の制定と改正

(1) 緊急勅令・治安維持の為にする罰則に関する件（大正12年勅令第403号）

「出版、通信其の他何等の方法を以てするを問わず、暴行、騷擾其の他生命、身体若（もし）くは財産に危害を及ぼすべき犯罪を煽動し、安寧秩序を紊乱する目的を以て治安を害する事項を流布し又は人心を惑乱する目的を以て流言浮説をなしたる者は、十年以下の懲役若（もし）くは禁錮又は三千元以下の罰金に処する。」

(2) 治安維持法（大正14年4月22日法律第46号）

○治安維持令と根本的に異なる内容（治安維持令は言論等規制法に対して、治安維持法は結社規制法）

○ホップ・ステップ・ジャンプのうちのホップの段階に該当。今回は点だが、以後、1→100→1万と拡がり面となり、日本全体を覆った。

○取締り対象は共産党その他の非合法左翼政党など

「共産党」などの概念を用いると脱法行為が出てくるため、共産党その他を取り締まるために「国体変革」「私有財産制度否認」を使用

○当該結社等が「国体変革」「私有財産制度否認」に当たるかどうかは検察官（思想検事）が事実上判断

○「国体変革」「私有財産制度否認」は曖昧で限定が不可能（政府答弁）なことから、拡大適用も可能な構造（現に拡大適用）

○帝国議会で司法大臣は「思想を圧迫するとか研究に干渉するとかはあり得ない」「善良な国民、普通の学者であり研究者というものに何ら刺激を与えるものではない」などと答弁（1925年3月11日貴族院本会議）

(3) 緊急勅令・昭和三年改正治安維持法（昭和3年6月29日勅令第129号）

○ホップ・ステップ・ジャンプのうちのステップの段階に該当

○1→100の段階に位置する。

○「国体変革」結社の罪と「私有財産制度否認」結社の罪を分離

「国体を変革することを目的として結社を組織したる者又は結社の役員其の他指導者たる任務に従事したる者」に選択刑として死刑・無期を規定。そのために思想的内乱罪、思想的外患罪と強調される。

○「結社の目的遂行の為の行為」の罪を新設。以後、治安維持法違反の罪はほとんどがこの罪で問擬された。

○共産党はほとんど活動を休止状態にあったために、合法左翼政党や労働組合などを共産党の「外郭団体」と称してこの「結社の目的遂行の為の行為」の罪で取り締まることが目的

- 団体活動が「結社の目的遂行の為の行為」の罪にあたるかどうかは事実上、検察官（思想検事）などが判断（超拡大適用）
- 法廷闘争を封じ、国民の目から遮断するために、公判の公開停止、併合審理か分離審理かも裁判官の裁量とされた。

（4）昭和16年改正治安維持法（昭和16年3月10日法律第54号）

- 改正という形式をとっているが事実上は新立法
- 治安維持法違反の罪の性格の変化。非日本的な思想（自由主義や民主主義など）も取り締まるために、思想的内乱罪ないし思想的外患罪をさらに強調。
- 従前の「結社目的遂行の為の行為」の罪に代えて「準備結社」の罪や「支援結社」の罪を新設し、「準備結社」や「支援結社」についても「結社目的遂行の為の行為」の罪を新設。

自由主義や民主主義などを標榜するサークル活動などのほか、「普通の国民の普段の生活」も「準備結社目的遂行行為」や「支援結社目的遂行行為」の罪の取締りの対象）

- 同結社を組織したる者又は結社の役員其の他指導者たる任務に従事したる者には選択刑として死刑・無期を規定
- 新興宗教団体などを取り締まるために「国体を否定し又は神宮若くは皇室の尊厳を冒瀆すべき事項を流布することを目的とする」結社の罪を新設。これには「結社目的遂行の為の行為」の罪も付加
- 新興宗教団体は、いつ、反戦主義に陥りかねないから。
- 戦時刑事手続を新設。控訴審の省略、検察官に強制処分権を付与、捜査段階の自白調書に証拠能力を付与、指定辩护人制度の導入など。
- 治安維持法違反事件の辩护人も治安維持法違反の罪（「目的遂行行為」の罪など）で問擬され、辩护人資格はく奪だけでなく、刑務所に収監され、出所後、健康を害して死亡した者も少なくなかった。
- 更生保護及び予防拘禁制度も新設。更新すれば死ぬまで予防拘禁することも可能
- 日本型「保護観察」の目的は、欧米のような「消極的な再犯防止」ではなく、戦死も厭わない「忠勇な臣民」作り

*敗戦の年の昭和20年春に日本放送協会のラジオを通じて歌唱指導された「勝ち抜く僕等少国民」の歌詞は「勝ち抜く僕等少国民 天皇陛下の御為に 死ぬと教えた父母の 赤い血潮を受け継いで 心に決死の白襷 かけて勇んで突撃だ」というものであった。

（5）法改正と大審院による逸脱適用を繰り返した

治安維持法の度重なる改正と大審院による逸脱適用により、治安維持法の取締り対象は

幾何級数的に拡大した。①共産党関係者等から、②その「外郭団体」関係者等へ、そして、③労働組合を含む合法左翼関係者とその「外郭団体」関係者等へ、④さらに、自由主義・民主主義・反戦主義などによる「サークル」活動関係者等、⑤新興宗教関係者等、へと幾何級数的に拡大していった。「普通の人たちの普段の生活」が取り締まりの対象となった。

(6) 治安維持法の度重なる改正と大審院による逸脱適用の悪循環の一例を紹介すると、

①昭和8年7月6日第一刑事部判決

妻が夫のために家事を行うこと、あるいは金銭を用意すること等は当時としては極々自然の行為である。しかし、夫が日本共産党中央委員長である場合には、これが「自然の行為」とされずに、「日本共産党の目的遂行の為にする行為」とされた。

③昭和8年9月4日第一刑事部判決

「世のあらゆる反資本主義的行為」が治安維持法違反で問擬されることになると弁護団から強く批判された原審有罪判決を正しいとした。

④昭和8年12月11日第一刑事部判決

対審の公開禁止は何時でも可能と判示した。

⑤昭和9年10月9日第四刑事部判決

弁護人が争い得ないようにするために、共産党が非合法結社であることは証明不要の公知の事実であると判示した。

⑥昭和9年12月6日の第一刑事部判決

臣民の法服従義務の否定は許されないと判示した。

⑦昭和11年5月28日第一・第二・第三・第四刑事連合部判決

判例変更して窃盗・強盗罪にも共謀共同正犯を適用した。

⑧昭和12年9月13日第一刑事部決定

同人雑誌への評論執筆も結社目的遂行行為の罪に該当すると判示された。

⑨昭和十三年十一月十六日第五刑事部判決

同じく人民戦線事件に関して、研究会活動も結社目的遂行行為の罪に問擬された。

⑩昭和16年7月22日第四刑事部判決

新興宗教団体の宣伝布教も結社目的遂行行為の罪に該当するとしたのがであった。戦争反対の教義が問題とされた。

⑪昭和18年9月1日第二刑事部判決

朝鮮人の「民族意識の昂揚行為」が結社目的遂行行為で有罪とされた。

4 共謀罪の法案化

(1) 国会に法案を上程

政府は「テロ等準備罪」(共謀罪)の新設を内容とする「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等」(組織犯罪等処罰法)の一部を改正する法律案を2017(平

成29)年3月21日、閣議決定し、即日、国会に提出した。「テロ等準備罪」は、犯罪の実行を目的とする「組織的犯罪集団」がテロなどの犯行を計画し、メンバーの1人が準備を始めた段階で処罰するもので、殺人や放火など277の重大犯罪を対象とする。多国間で組織犯罪の捜査情報の共有などを進める国際組織犯罪防止条約(TOC条約)を締結するための法整備と政府は説明しているが、批准のために共謀罪を新設したのは1か国にとどまる。政府は今国会での成立を目指す方針で、4月6日の衆議院本会議での審議入りと与党は職権で決定した。そして、4月11日の衆議院法務委員会で審議入りし、4月25日には参考人質疑が行われた。

(2) 「テロ等準備罪」に関する規定

「テロ等準備罪」の充てられる改正組織犯罪処罰法第6条の2の規定(実行準備行為を伴う組織的犯罪集団による重大犯罪遂行の計画)は、次のようなものである。

第6条の2 次の各号に掲げる罪に当たる行為で、テロリズム集団その他の組織的犯罪集団の団体(団体のうち、その結合関係の基礎としての共同の目的が別表第3に掲げる罪を実行することにあるものをいう。次項において同じ。)の活動として、当該行為を実行するための組織により行われるものの遂行を二人以上で計画した者は、その計画をした者のいずれかによりその計画に基づき資金又は物品の手配、関係場所の下見その他の計画をした犯罪を実行するための準備行為が行われたときは、当該各号に定める刑に処する。ただし、実行に着手する前に自首した者は、その刑を減輕し、又は免除する。

一 別表第4に掲げる罪のうち、死刑又は無期若しくは長期10年を超える懲役若しくは禁錮の刑が定められているもの・・・5年以下の懲役又は禁錮

二 別表第4に掲げる罪のうち、長期4年以上10年以下の懲役又は禁錮の刑が定められているもの・・・2年以下の懲役又は禁錮

2 前項各号に掲げる罪に当たる行為で、テロリズム集団その他の組織的犯罪集団に不正權益を得させ、又は組織的犯罪集団の不正權益を維持し、若しくは拡大する目的で行われるものの遂行を2人以上で計画した者も、その計画をした者のいずれかによりその計画に基づき資金又は物品の手配、関係場所の下見その他の計画をした犯罪を実行するための準備行為が行われたときは、同項と同様する。

(3) 「テロ等準備罪」(共謀罪)の要件

- ①「組織的犯罪集団である団体」の活動として行われる犯罪であること
- ②犯罪の実行のための「組織」により行われる犯罪についての計画であること
- ③重大な犯罪(懲役・禁錮四年以上の刑を科すことができる犯罪)であること
- ④計画は具体的・現実的な計画でなければならないこと
- ⑤計画に加えて、計画した犯罪の準備行為が行われること、

(4) 対象犯罪（277犯罪）

①「テロの実行」関係（110犯罪）

内乱等幫助、騒乱、組織的な殺人、組織的な逮捕監禁、組織的な強要、組織的な身の代金目的略取等、組織的な信用毀損・業務妨害、組織的な威力業務妨害、組織的な建造物等損壊、爆発物製造・輸入、激発物破裂、非現住建造物等放火、建造物等以外放火、現住建造物等浸害、非現住建造物等浸害、往来危険、汽車転覆等、水道汚染、水道毒物等混入、水道損壊及び閉塞、ハイジャック、拳銃などの発射、サリンなどの発散、流通食品への毒物の混入、傷害、強制わいせつ、強姦、準強制わいせつ、準強姦、墳墓発掘死体損壊等、電子計算機損壊等業務妨害など

②「薬物」関係（29犯罪）

あへん煙輸入等、あへん煙吸食器具輸入等、あへん煙吸食のための場所提供、覚醒剤やコカイン、大麻などの輸出入・譲渡など

③「人身に関する搾取」関係（28犯罪）

未成年者略取及び誘拐、営利目的等略取及び誘拐、所在国外移送目的略取及び誘拐、人身売買、被略取者等所在国外移送、営利拐取等幫助目的被拐取者收受▽営利被拐取者收受、身の代金被拐取者收受等、集団密航者の不法入国、強制労働、臓器売買など。

④「その他資金源」関係（101犯罪）

組織的な常習賭博、組織的な賭博場開張等図利、組織的な詐欺、組織的な恐喝、通貨偽造及び行使等、外国通貨偽造及び行使等、有印公文書偽造等、有印虚偽公文書作成等、公正証書原本不実記載等、偽造公文書行使等、有印私文書偽造等、偽造私文書等行使、私電磁的記録不正作出及び供用、公電磁的記録不正作出及び供用、有価証券偽造等、偽造有価証券行使等、支払用カード電磁的記録不正作出等、不正電磁的記録カード所持、公印偽造及び不正使用等、窃盗、不動産侵奪、強盗、事後強盗、昏酔強盗、電子計算機使用詐欺、背任、準詐欺、横領、盗品有償譲受け等、不法収益等による法人等の事業経営の支配を目的とする行為、犯罪収益等隠匿など

⑤「司法妨害」関係（9犯罪）

組織的な犯罪に係る犯人蔵匿・証拠隠滅、組織的な封印等破棄、組織的な強制執行妨害等、逃走援助、加重逃走、被拘禁者奪取、偽証など

⑥警察などの特別公務員職権濫用・暴行陵虐罪や公職選挙法・政治資金規正法違反の罪など、公権力を私物化する罪、また、規制強化が国際的トレンドになっている民間の賄賂罪などは共謀罪処罰の対象から除外されている。

(5) オリンピック・パラリンピックに必要な

オリンピック招致のための法整備を検討する文科省委託のワーキンググループで、共謀罪創設についての議論はまったくなかった。

5 一般市民は無関係か

(1) 対象犯罪の絞り込みは濫用適用に対する歯止めとなるか

- 対象犯罪の絞り込みに目を奪われることは、議論を誤った方向に導きかねない。対象犯罪が5つとか10個とかに絞り込まれるのなら格別、4割にしたぐらいでは濫用のおそれは消えない。
- 対象犯罪は共謀罪（テロ等準備罪）の成立にとってほとんど絞りの役割は果たし得ない。例えば、A罪の共謀罪が削除されても、削除されなかったB罪の共謀罪で取り締まることは十分に可能な構造になっている。何々罪の共謀罪、何々罪の共謀罪など一応はなっているが、実態は「犯罪」の共謀罪に近い。
- しかも、この「犯罪」は客観的なものではなく、主観的なものでもよい。
- 治安維持法の罪で「共謀罪（テロ等準備罪）」に近似していたのは「結社・集団目的遂行行為」の罪

この「結社・集団目的遂行行為」の罪は普通の国民の普段の生活を取り締まるのに猛威を發揮した。被疑者・被告人からの限定解釈の必要性という当然の訴えが問答無用式に退けられ、むしろ拡大を超えた「逸脱」解釈・適用がなされた結果、まったく歯止めがなくなった。妻が夫のために家事等をする 것도「目的遂行行為」に該当するとされたことは既に紹介したところである。

(2) 「組織的犯罪集団である団体」の活動という要件は歯止めになるか

- 「組織的犯罪集団である団体」の活動という要件も濫用防止の歯止めにはならない。
- 政府によると、「共謀罪（テロ等準備罪）」については、「組織的犯罪集団である団体の活動という要件が付されており、例えば、暴力団による組織的な殺傷事犯、悪徳商法のような組織的詐欺事犯、暴力団の縄張り獲得のための暴力事犯の共謀等、組織的な犯罪集団が関与する重大な犯罪の共謀行為に限り処罰することとされていますので、国民の一般的な社会生活上の行為が本罪に当たることはあり得ませんと説明されている。
- しかし、組織犯罪処罰法の運用実態を見ると、民間企業などによる、経営が債務超過になったにもかかわらず施設利用預託金などの募集業務を続け、取引の相手方を欺罔して損害を与えたなどという「組織的詐欺」が適用の中心となっている（最三決平成27年9月15日刑集69巻721頁等を参照）。
- 「組織的犯罪集団の活動」というのはこのように緩やかに解釈され運用されている。これで絞りになるのでしょうか。
- 昭和16年改正治安維持法では、研究会や親睦団体、新興宗教団体等も「国体変革目的集団、支援集団、準備集団」「国体否定又は神宮・皇室尊厳冒瀆目的結社・集団」に該当するとされたことを忘れてはならない。
- 暴力団による組織的な殺傷事犯、悪徳商法のような組織的詐欺事犯、暴力団の縄張り

獲得のための暴力事犯の共謀等」と「国際組織犯罪」との関係も不明である。日本における「国際的な組織犯罪」の具体例が直ちには浮かばないことから、暴力団による組織的な殺傷事犯などの例を挙げたものと推察される。

- 暴力団による組織的な殺傷事犯などについては、行き過ぎと批判されるぐらい、現行法でも十分に対応できるように法整備が重ねられてきている。暴力団による組織的な殺傷事犯などを取り締まるためだということであれば、「共謀罪（テロ等準備罪）」を設ける必要はない。
- 政府によると、普通の団体も犯罪を行う団体に一変したときは取り締まりの対象となると説明されているが、まさに衣の下から鎧が見えたというべきであろう。

(3) 共謀の計画性及び具体性は歯止めになるか

- 政府によると、「共謀」にいうところの「計画」は「具体性・現実性」をもたなければならぬので、単に漠然とした相談や居酒屋で意気投合した程度では本罪は成立しませんとされる。
- ここに「具体性」というのは「計画」の「日時」「場所」「方法」などの特定性の意味だと思われるが、練馬事件に関する大法廷判決（最高裁昭和33年5月28日大法廷判決）は、「共謀」の事実が厳格な証明によって認められ、その証拠が判決に挙示されている以上、共謀の判示は、前示の趣旨において成立したことが明らかにされれば足り、さらに進んで、謀議の行われた日時、場所またはその内容の詳細、すなわち実行の方法、各人の行為の分担役割等についていちいち具体的に判示することを要するものではないと判示している。
- 「共謀罪（テロ等準備罪）」についてもこの大法廷判決が前提とされると、「具体性」は絞りにならない。
- 他方、「現実性」というのは「不能犯」ではないという意味だと解されるが、「実質的客観説」（絶対的不能の場合には不能犯で、相対的不能の場合は未遂犯）によるとほとんどの場合は「現実性」があるということになる。戦後の判例では、行為当時、一般人であれば認識し得た事情及び行為者が認識していた事情を基礎にして、一般人を基準に結果発生の危険性が認められる場合が未遂犯で、そうでない場合が不能犯であるとする「具体的危険説」を採用したのも見られるが、この「具体的危険説」によっても、「体感不安」によってこの「具体的危険」の有無が判断されれば、ほとんどの場合、危険性があり「現実性」があると判断されることになるろう。
- これも絞りにはなり得ない。

(4) 著作権法違反も共謀罪の対象

- 著作権法違反はおよそテロリズムとは無関係に見えるが、海賊版や模造品が犯罪組織の資金源となりうるという理由で、知的財産権を侵害する他の罪とともに、

共謀罪処罰の対象犯罪に含められている。

- 2017年3月の衆議院で、議員からの質問に対し、政府からは、同人誌やグッズを作る二次創作団体であっても、それ自体として共謀罪の適用対象から外れるものではないことが確認されている。
- 著作権侵害の罪は、被害者の告訴がなければ公訴を提起できないが、警察が目を付けた標的を摘発するために原作者に告訴を促すことは可能である。

(5) 偽証も対象犯罪

偽証罪も本「共謀罪」にかかる対象犯罪とされている。「組織的犯罪集団である団体」の活動云々や「犯罪実行のための準備行為」が何ら歯止めにならないために、秘密法違憲確認訴訟や安保法国家賠償訴訟について、例えば原告団が弁護士と裁判の打ち合わせを行い、「次回口頭弁論でこう証言しよう」などと話し合ったら共謀罪に問われかねない。辺野古基地建設に反対の住民が反対について話しあっても本罪に問われかねない。

(6) テロ等準備罪は正犯

注意しなければならぬことは、共謀罪は正犯だという点である。正犯だとすれば、「正犯を幫助した者は、従犯とする。」「従犯の刑は、正犯の刑を減輕する」（刑法第62条、63条）という規定が適用され得ることになる。この点、政府からは何の説明もない。もし適用されるとすれば、処罰範囲は治安維持法と同様、幾何級数的に広がる。

(7) 刑事手続の動きと連動

①通信傍受

- 2016年5月、「刑事訴訟法等の一部を改正する法律」が成立した。「テロ等準備罪」との関係で重要なのは通信傍受の拡大である。「テロ等準備罪」の捜査のために、あるいは犯罪予防のために警察官などによって通信傍受が日常的に行われ得ることになるからである。
- 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（平成11年法律第137号）は、通信傍受による捜査が許容される対象犯罪として、①薬物関連犯罪、②銃器関連犯罪、③集団密航、④組織的な殺人、を掲げているが、刑訴法一部改正法は、通信傍受が許される対象犯罪を著しく拡大した。
- 問題は、通信傍受法第3条第3項が「死刑又は無期若しくは長期2年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪が別表に掲げる罪と一体のものとしてその実行に必要な準備のために犯され、かつ、引き続き当該別表に掲げる罪が犯されると疑うに足りる十分な理由がある場合において、当該犯罪が数人の共謀によるものであると疑うに足りる状況があるとき」は、「死刑又は無期若しくは長期2年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪」についても通信傍受が可能だとされている点である。

- 「共謀罪（テロ等準備罪）」が規定された場合、逮捕監禁罪の共謀罪や窃盗罪の共謀罪についても通信傍受は可能となる。「共謀罪（テロ等準備罪）」の有罪立証にとどまらず、国民監視に猛威を発揮することは必至であろう。
- 「共謀罪（テロ等準備罪）」が設けられると、通信や室内会話の盗聴、スパイによる情報取得などの捜査権限が拡大され、国民生活が広く監視される社会になってしまうのではないかという疑問に対しても、「組織的な犯罪の共謀罪」には、厳格な要件が付されているので、国民の一般的な社会生活上の行為が本罪に当たることはあり得ませんという以上の解答は政府からは示されていない。

②自白による有罪立証

- 「共謀罪（テロ等準備罪）」を考える上で重要なことは、窃盗罪を例にとると、窃盗罪と窃盗共謀罪とはまったく意味が異なるという点である。窃盗罪の成立には「行為」「結果」「因果関係」等が必要で、これらの客観的要件によって窃盗罪の成否が客観的に判断される。これに対して、窃盗共謀罪の場合は如何であろうか。窃盗共謀罪にも客観的な要件が要求されているように見えるかもしれない。しかし、それは錯覚にすぎない。窃盗共謀罪には、窃盗罪のような「行為」「結果」「因果関係」等といった客観的な要件はまったく要求されていない。それは準備罪でもほとんど変わらない。
- 普通の国民が普段に行う「場所的移動等」「物の取得や用意等」「金銭の取得や用意等」「情報の入所等」といった日常的な言動も「準備」と問擬され得る。
- これらの言動が窃盗共謀罪・準備罪に該当するかどうかは、行為者の内心ないし思想傾向、あるいは行為者が属する集団の性格などに基づいて判断されることにならざるを得ない。

③検察官司法

- 問題はその判断主体である。日本の刑事裁判は「検察司法」といわれており、起訴するかどうか、有罪とするか無罪とするかのみならず、どのような刑を言い渡すか、実刑にするか執行猶予にするかは、その判断の多くが検察官の裁量に委ねられている。窃盗共謀罪も当然、この「検察司法」の対象とされることになる。
- 有罪証拠も、客観的な要件に関わる客観的な証拠がそもそも存在し得ないことから、自白、それも捜査段階の自白調書に依存することになる。窃盗共謀罪・準備罪の刑事裁判においては、自白への依存がますます強まり、自白を得るまで取調べが続く可能性が強い。

6 治安維持法と共謀罪の類似点

(1) 憲法違反

- 治安維持法は大日本帝国憲法に違反した。治安当局は議会を通じた合法的な社会主義政策の採用も治安維持法違反として取締りの対象となると説明した。欧米の議会とは

異なるとした。これは立憲主義を否定するもので、治安当局による「事実上のクーデター」といってもよいものであった。大日本帝国憲法で保障された自由主義、民主主義も非日本的なものとして撲滅が図られなければならないとされ、治安維持法による取締りの対象とされた。治安維持法が大日本帝国憲法に違反していることは明らかであった。しかし、違憲立法審査制度が認められていなかった当時においては、被告・弁護人が治安維持法の違憲性を争うということは不可能であった。治安維持法の廃止は敗戦まで待たざるを得なかった。治安維持法は有害無益な存在でしかなかったことは明らかである。

○共謀罪

日本国憲法の保障する国民主権、議会制民主主義、平和主義、基本的人権の保障に違反する。そのために政府は、「テロ対策等」による例外措置として合憲化を図ろうとしている。しかし、「共謀罪（テロ等準備罪）」を非常事態措置として合憲化することはあまりにも無理がありすぎる。そうすると浮上するのは、憲法改正により合憲化を図るということになる。被疑者・被告人の防御権の制限についてもそれは同様である。

○安保法制や秘密保護法などとの関連

治安維持法の制定及び拡大がそうであったように、「共謀罪（テロ等準備罪）」の創設も、安保法制や秘密保護法などとの関連において捉える必要がある。いざ憲法を改定し、今以上に世界中に軍隊を派遣できるようにする時には、反対者がもっと広範に出てくるだろう。それを徹底的に取り締める法律が必要になる。その時に共謀罪は、その気になればいくらでも使える。そういう風にできているというのが要点である。

(2) 刑法の基本原則に違反

○治安維持法は近代刑法の基本原則に違反していた。帝国議会でこの点を議員から質問された政府は、近代刑法の基本原則が適用されるのは刑法であって、治安維持法は刑法ではない。まさに治安維持法である。治安維持法には近代刑法の基本原則は適用されないとした。

○戦前の場合は、まだしもこの論法が通用した。違憲立法審査権も認められていなかった。しかし、戦後は通用しない。日本国憲法の要請だとして、刑法以外の刑罰法令についても近代刑法の基本原則が適用される。適用しないと憲法違反となる。そこで、政府は憲法改正して合憲化を図ろうとしているのである。

(3) 市民刑法ではなく敵味方刑法に立脚

○敵味方刑法という考え方は1980年代の半ばから刑事法の変化を記述する概念として提唱され始めた。そこでいう敵とは「法益にとって危険性を有する個人」と定義され、そうした個人に対しては、①処罰の大幅な早期化、②早期化に見合った形で刑が

軽減されないこと、③テロリズム、組織犯罪、性犯罪、経済犯罪などの分野での通常の刑事立法から闘争立法への変遷、④刑事手続における保障の縮減などが行われるとされる。

- 従来の市民刑法は犯してしまった犯罪行為について回顧的な考察を加えるのに対して、敵刑法は未来予測に基づいて危険性の除去に傾斜していく。過去の事実は客観的に検証可能であるが、いまだ起こっていない事実を客観的に検証することは不可能であり、いまだ行っていない未来の行為について責任を問うことは背理である。
- 敵刑法は未来を見通して不幸を回避したいという社会の素朴な願望が法制度と科学の技術的・原理的限界を踏み越えさせてしまうという問題を内包している。さらに敵刑法は社会の構成員を敵と味方に分け、危険性があるとみなされる者を敵としてその者には他の社会構成員と同等の人権保障を与える必要はなく、むしろ社会を防衛するためにはその危険性がないとみなされるまで危険性除去のためにその者の人権が制限されてしかるべきであると考える点で、社会の分断化と社会的排除、そして、差別を醸成する作用を持っている。犯罪観だけではなく刑罰観も一変。隔離と従順な国民作りと連動している。

(4) 事実上の連座制

- 妻が夫のために家事を行うこと、あるいは金銭を用意すること等は当時としては極々自然の行為である。しかし、夫が日本共産党中央委員長である場合には、これが「自然の行為」とされずに、「日本共産党の目的遂行の為にする行為」とされた（昭和8年7月6日第一刑事部判決）。
- 共謀罪の場合はどうか。日本でイスラム圏の人と結婚した場合、その妻ないし夫は、その携帯電話やメールなどは警察監視の対象とならないか。なるとすると事実上の連座制といえないか。

(5) 戦争国家のための法整備の一環

- 治安維持法の制定と改正は侵略戦争の拡大に照応した。共謀罪も同様である。戦争国家のための法整備の一環といってよい。
- 日本政府によると、戦闘行為とは「国家または、国家の要素を一部または全部を有している国家に準ずる組織との間で行われる武力を用いた争いで行われる、人を殺傷したり物を破壊する行為」と定義される。この殺傷や破壊などを「戦争」とイメージすると、日本はまだ戦争をしていないということになる。「共謀罪(テロ等母準備罪)」も「私には関係ない」となってしまう。
- 戦争をするためには戦争国家体制をつくる必要がある。軍隊の移動などの軍事情報が絶対に漏れないようにする秘密保護法、すべての資源を戦争に動員できる総動員法、戦争に反対するような人々を徹底的に取り締まれるような戦時治安法、有事の「上か

らの」意思決定を徹底させるための戦時組織法、それらを一体として用意するのが戦争国家で、その法体制を今、着々と準備している。日本は戦争国家に向かっている。直接戦地に行かなくとも、誰もが戦争国家のなかにどっぷりと巻き込まれていく。

○そういうなかでの「共謀罪（テロ等準備罪）」だと捉える必要がある。

(5) 名目と真の狙いと乖離

○治安維持法の取締りは「共産党等」とされたが、最後は「普通の国民の普段の生活」が取り締まりの対象とされた。関係のないと人はいなかった。にもかかわらず、政府は「皆さん方には関係ありませんよ」と吹聴した。

○「共謀罪（テロ等準備罪）」も同様である。

(6) 当初から措定されている逸脱適用

○治安維持法については既に紹介した。

○「共謀罪（テロ等準備罪）」についても「黙示の共謀」等が用意されている。スワット事件に関する最決平成15年5月1日は、次のように判示したからである。

「被告人は、スワットらに対してけん銃等を携行して警護するように直接指示を下さなくても、スワットらが自発的に被告人を警護するために本件けん銃等を所持していることを確定的に認識しながら、それを当然のこととして受け入れて認容していたものであり、そのことをスワットらも承知していた」のであり、「前記の事実関係によれば、被告人とスワットらとの間にけん銃等の所持につき黙示的に意思の連絡があったといえる。そして、スワットらは被告人の警護のために本件けん銃等を所持しながら終始被告人の近辺にいて被告人と行動を共にしていたものであり、彼らを指揮命令する権限を有する被告人の地位と彼らによって警護を受けるという被告人の立場を併せ考えれば、実質的には、正に被告人がスワットらに本件けん銃等を所持させていたと評し得るのである。したがって、被告人には本件けん銃等の所持について・・・共謀共同正犯が成立するとした第1審判決を維持した原判決の判断は、正当である」。

○「共謀罪（テロ等準備罪）」にいう「共謀」の成否の認定に当たっても、この「黙示の共謀」論が適用されると、その成立範囲は飛躍的に拡大されることになろう。法務大臣はその点については「黙して語らず」であるが、治安維持法の場合と同じ態度といえる。

(7) 権利運動・反戦運動などの取締り

○「共謀罪（テロ等準備罪）」の対象はテロ事件や暴力団事件だけでは決していない。権利運動の規制も可能となっている。

○すでに共産党は壊滅していたにもかかわらず、相変わらず共産党対策を名目として全

面改正が施された治安維持法は民主主義運動・自由主義運動・反戦運動などの取締りに猛威をふるった。

- 組織犯罪処罰法などに見られる柔軟な法解釈・運用が「共謀罪」の解釈・運用でも用いられ、「権利運動」の規制に向かった場合、どのような結果が招来するかは治安維持法の例からも明らかであろう。
- 「テロ対策」という表面的な「立法事実」・「立法趣旨」の裏に隠された真の狙いに注意しなければならない。

(8) 起訴裁量・起訴独占と結びついた法運用

- 戦前と同様、戦後も起訴裁量・起訴独占は認められており、戦後の方は戦前よりも強化されている。予審判事の制度が戦後廃止されたからである。
- 濫用の危険性は、戦後の方がより強いのである。

(9) 自白による有罪立証

- 戦前の場合は、昭和16年の治安維持法の改正で検面調書などの証拠能力が認められた。この検面調書で有罪立証するためである。
- 戦後は通常の刑事訴訟法によって検面調書などの証拠能力がすでに認められている。「共謀罪（テロ等準備罪）」の新設に当たって検面調書などの証拠能力をどうこうする必要はない。
- この点も隠された共通点といえよう。

(10) 刑事裁判の一層の形骸化

- 戦前、司法は治安維持法の「育ての親」になり、思想判事さえも輩出した。そこでは刑事裁判は迅速に有罪判決を言い渡すための儀式と化した。
- 戦後も日本の裁判所は迅速な刑事裁判を一貫して追求してきている。裁判員裁判制度の導入の目的の一つもその点にある。
- 無罪率は戦前は10%を超えていたが、戦後は0.1%と戦前の100分の1である。戦前以上に形骸化している。
- 「共謀罪（テロ等準備罪）」の審理の場合、この形骸化は一層進むことになろう。被告・弁護人は争う術がないからである。自白調書の任意性、信用性を争っても、それを証明する術がない。
- 治安維持法の場合も同様であった。その意味では、この点も隠された共通点といえよう。

(11) 弁護権の制限

- 治安維持法違反事件の弁護人の多くは懲戒処分が付され、弁護士資格を剥奪された。そのために弁護しようと思っても十分な弁護ができなかった。

- 「共謀罪（テロ等準備罪）」も敵味方刑法に立脚しており、敵の弁護をするなど許されないという世論が高まると、同じような事態も起こりかねない。現に、光市事件の場合、弁護人を懲戒にしようという運動が起こった。「共謀罪（テロ等準備罪）」の場合、運動はもっと激しいものがあると予想される。

(12) 保護観察・予防拘禁も視野

- 治安維持法は思想犯保護観察制度、予防拘禁制度と一体であった。
- 「共謀罪（テロ等準備罪）」も同様のことが起こり得るであろう。現に、昨年、議員立法で再犯防止推進法が成立した。満期釈放後の保護観察の制度化も検討課題だとされている。精神保健福祉法の改正で措置入院退院後の「支援」を強化するための関係機関の連携が打ち出されている。
- 精神保健福祉法の一部改正案が国会に上程されている。
グレーゾーン（精神障害の疑いのある者）も対象者となっている。

7 終わりに

- 「私には関係ない」ということはあり得ない
- 最大の綱引きはこの点にある。

資料1 治安維持法

第一条 国体（原案にあった「若（もし）くは政体」は削除）を変革し又は私有財産制度を否認することを目的として結社を組織し又は情を知って之に加入したる者は、十年以下の懲役又は禁錮に処する。

前項の未遂罪は之を罰する。

第二条 前条第一項の目的を以て其の目的たる事項の実行に関し協議を為したる者は、七年以下の懲役又は禁錮に処する。

第三条 第一条第一項の目的を以て其の目的たる事項の実行を煽動したる者は、七年以下の懲役又は禁錮に処する。

第四条 第一条第一項の目的を以て騒擾、暴行其の他生命、身体又は財産に害を加えるべき犯罪を煽動したる者は、十年以下の懲役又は禁錮に処する。

第五条 第一条第一項及前三条の罪を犯さしめることを目的として金品其の他の財産上の利益を供与し又は其の申込若くは約束を為したる者は、五年以下の懲役又は禁錮に処する。情を知って供与を受け又は其の要求若くは約束を為したる者、亦同じ。

第六条 前五条の罪を犯したる者、自首したるときは其の刑を軽減又は免除する。

第七条 本法は、何人を問わず、本法施行区域外に於て罪を犯したる者に亦、之を適用する。

資料2 昭和3年改正治安維持法

第一条 国体を変革することを目的として結社を組織したる者又は結社の役員其の他指導者たる任務に従事したる者は、死刑又は無期又は五年以上の懲役若（もし）くは禁錮に処し、情を知って結社に加入したる者又は結社の目的遂行の為にする行為を為したる者は、二年以上の有期懲役又は禁錮に処する。

私有財産制度を否認することを目的として結社を組織したる者、結社に加入したる者又は結社の目的遂行の為にする行為を為したる者は、十年以下の懲役又は禁錮に処する。

前二項の未遂罪は、之を罰する。

第二条 前条第一項又は第二項の目的を以て其の目的たる事項の実行に関し協議を為したる者は、七年以下の懲役又は禁錮に処する。

第三条 第一条第一項第一条第一項又は第二項の目的を以て其の目的たる事項の実行を煽動したる者は、七年以下の懲役又は禁錮に処する。

第四条 第一条第一項又は第二項の目的を以て騒擾、暴行其の他生命、身体又は財産に害を加えるべき犯罪を煽動したる者は、十年以下の懲役又は禁錮に処する。

第五条 第一条第一項第一条第一項又は第二項及前三条の罪を犯さしめることを目的として金品其の他の財産上の利益を供与し又は其の申込若くは約束を為したる者は、五

年以下の懲役又は禁錮に処する。情を知って供与を受け又は其の要求若くは約束を為したる者、亦同じ。

第六条 前五条の罪を犯したる者、自首したるときは其の刑を軽減又は免除する。

第七条 本法は、何人を問わず、本法施行区域外に於て罪を犯したる者に亦、之を適用する。

資料3 昭和16年改正治安維持法

第一章 罪

第一条 国体を変革することを目的として結社を組織したる者又は結社の役員其他指導者たる任務に従事したる者は、死刑又は無期若くは七年以上の懲役に処し、情を知って結社に加入したる者又は結社の目的遂行の為にする行為を為したる者は、三年以上の有期懲役に処する。

第二条 前条の結社を支援することを目的として結社を組織したる者又は結社の役員其他指導者たる任務に従事したる者は、死刑又は無期若くは五年以上の懲役に処し、情を知って結社に加入したる者又は結社の目的遂行の為にする行為を為したる者は、二年以上の有期懲役に処する。

第三条 第一条の結社の組織を準備することを目的として結社を組織したる者又は結社の役員其他指導者たる任務に従事したる者は、死刑又は無期若くは五年以上の懲役に処し、情を知って結社に加入したる者又は結社の目的遂行の為にする行為を為したる者は、二年以上の有期懲役に処する。

第四条 前三条の目的を以て集団を結成したる者又は集団を指導したる者は、無期又は三年以上の懲役に処し、前三条の目的を以て集団に参加したる者又は集団に関し前三条の目的遂行の為にする行為を為したる者は、一年以上の有期懲役に処する。

第五条 第一条乃至第三条の目的を以て其の目的たる事項の実行に関し協議を為し又は其の目的たる事項の実行を煽動し又は其の目的たる事項を宣伝し其他其の目的遂行の為にする行為を為したる者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

第六条 第一条乃至第三条の目的を以て騒擾、暴行其他生命、身体又は財産に害を加えるべき犯罪を煽動したる者は、二年以上の有期懲役に処する。

第七条 国体を否定し又は神宮若くは皇室の尊厳を冒瀆すべき事項を流布することを目的として結社を組織したる者又は結社の役員其他指導者たる任務に従事したる者は、無期又は四年以上の懲役に処し、情を知って結社に加入したる者又は結社の目的遂行の為にする行為を為したる者は、一年以上の有期懲役に処する。

第八条 前条の目的を以て集団を結成したる者又は集団を指導したる者は、無期又は三年以上の懲役に処し、前条の目的を以て集団に参加したる者又は集団に関し前条の目的遂行の為にする行為を為したる者は、一年以上の有期懲役に処する。

第九条 前八条の罪を犯さしめることを目的として金品其の他の財産上の利益を供与し又は其の申込若は約束を為したる者は、十年以下の懲役に処する。情を知って供与を受け又は其の要求若は約束を為したる者又同じ。

第十条 私有財産制度を否認することを目的として結社を組織したる者又は情を知って結社に加入したる者若（もし）くは結社の目的遂行の為にする行為を為したる者は、十年以下の懲役又は禁錮に処する。

第十一条 前条の目的を以て其の目的たる事項の実行に関し協議を為し又は其の目的たる事項の実行を煽動したる者は、七年以下の懲役又は禁錮に処する。

第十二条 第十条の目的を以て騒擾、暴行其の他生命、身体又は財産に害を加えるべき犯罪を煽動したる者は、十年以下の懲役又は禁錮に処する。

第十三条 前三条の罪を犯さしめることを目的として金品其の他の財産上の利益を供与し又は其の申込若くは約束を為したる者は、五年以下の懲役又は禁錮に処する。情を知って供与を受け又は其の要求若くは約束を為したる者、又、同じ。

第十四条 第一条乃至第四条、第七条、第八条及第十条の未遂罪は、之を罰する。

第十五条 本章の罪を犯したる者、自首したるときは、其の刑を減輕又は免除する。

第十六条 本章の規定は、何人を問わず、本法施行地外に於て罪を犯したる者に亦、之を適用する。

第二章 刑事手続

第十七条 本章の規定は、第一章に掲げる罪に関する事件に付て、之を適用する。

第十八条 検事は、被疑者を召喚し又は其の召喚を司法警察官に命令することを得。

検事の命令に因り司法警察官の発する召喚状には、命令を為したる検事の職、氏名及び其命令に因り之を発する旨を記載すべし。

第十九条 被疑者、正当の事由なくして前条の規定に因る召喚状に応ぜず又は刑事訴訟法第八十七条第一項各号に規定する事由あるときは、検事は被疑者を勾引し又は其の勾引を他の検事に囑託し若くは司法警察官に命令することを得。

前条第二項の規定は、検事の命令に因り司法警察官の発する勾引状に付て之を適用する。

第二十条 勾引したる被疑者は、指定せられたる場所に引致したる時より四十八時間内に検事又は司法警察官之を訊問すべし。其の時間内に勾留状を發せざるときは、検事は被疑者を釈放し又は司法警察官をして之を釈放せしめるべし。

第二十一条 刑事訴訟法第八十七条第一項各号に規定する事由あるときは、検事は被疑者を勾留し又は其の勾留を司法警察官に命令することを得。

第十八条第二項の規定は、検事の命令に因り司法警察官の発する勾留状に付て之を準用する。

第二十二条 勾留場に付ては警察官署又は憲兵隊の留置場を以て、監獄に代用することを得。

第二十三条 勾留の期間は二月とする。特に継続の必要あるときは、地方裁判所検事又は区裁判所検事は検事長の許可を受け一月毎に勾留の期間を更新することを得。但し、通じて一年を超えることを得ず。

第二十四条 勾留の事由消滅し其の他勾留を継続するの必要なしと思料するときは、検事は速に被疑者を釈放し又は司法警察官をして之を釈放せしめるべし。

第二十五条 検事は、被疑者の住居を制限して勾留の執行を停止することを得。

刑事訴訟法第百十九条第一項に規定する事由ある場合に於ては検事は、勾留の執行停止を取消すことを得。

第二十六条 検事は、被疑者を訊問し又は其の訊問を司法警察官に命令することを得。

検事は、公訴提起前に限り証人を訊問し又は其の訊問を他の検事に囑託し若くは司法警察官に命令することを得。

司法警察官検事の命令に因り被疑者又は証人を訊問したるときは、命令を為したる検事の職、氏名及び其命令に因り訊問したる旨を訊問調書に記載すべし。

第十八条第二項及第三項の規定は、証人尋問に付て之を準用する。

第二十七条 検事は、公訴提起前に限り、押収、搜索若くは検証を為し又は其の処分を他の検事に囑託し若くは司法警察官に命令することを得。

検事は、公訴提起前に限り、鑑定、通訳若くは翻訳を命じ又は其の処分を他の検事に囑託し若くは司法警察官に命令することを得。

前条第三項の規定は、押収、搜索又は検証の調書及鑑定人、通事若くは翻訳人の訊問調書に付て之を準用する。

第十八条第二項及第三項の規定は、鑑定、通訳及び翻訳に付て之を準用する。

第二十八条 刑事訴訟法中、被告人の召喚、勾引及び勾留、被告人及び証人の訊問、押収、搜索、検証、鑑定、通訳並に翻訳に関する規定は、別段の規定ある場合を除くの外、被疑事件に付て之を準用する。但し、保釈及び責付に関する規定は此限（このかぎり）に在らず。

第二十九条 弁護人は、司法大臣の予め指定したる弁護士の中より之を選任すべし。但し、刑事訴訟法第四十条第二項の規定の適用を妨げず。

第三十条 弁護人の数は、被告人一人に付て二人を超えることを得ず。

弁護人の選任は、最初に定めたる公判期日に係る召喚状の送達を受けたる日より十日を経過したるときは之を為すことを得ず。但し、已むことを得ざる事由ある場合に於て裁判所の許可を受けたるときは、此の限に在らず。

第三十一条 弁護人は訴訟に関する書類の謄写を為さんとするときは、裁判長又は予審判事の許可を受けることを要する。

弁護人の訴訟に関する書類の閲覧は、裁判長又は予審判事の指定したる場所に於て之を為すべし。

第三十二条 被告事件公判に付されたる場合に於て検事必要ありと認めるときは、管轄移転の請求を為すことを得。但し、第一回公判期日の指定ありたる後は此の限りに在らず。

前項の請求は、事件の係属する裁判所及移転裁判所に共通する直近上級裁判所に之を為すべし。

第一項の請求ありたるときは、決定ある迄訴訟手続を停止すべし。

第三十三条 第一章に掲げる罪を犯したるものと認めたる第一審の判決に対しては、控訴を為すことを得ず。

前項に規定する第一審の判決に対しては、直接上告を為すことを得。

上告は、刑事訴訟法に於て第二審の判決に対して上告を為すことを得る理由ある場合に於て、之を為すことを得。

上告裁判所は、第二審の判決に対する上告事件に関する手続に依り判決を為すべし。

第三十四条 第一章に掲げる罪を犯したるものと認めたる第一審の判決に対し上告ありたる場合に於て上告裁判所、同章に掲げる罪を犯したるものに非ざることを疑うに足るべく顕著なる事由あるものと認めるときは、判決を以て原判決を破棄し事件を管轄控訴裁判所に移送すべし。

第三十五条 上告裁判所は公判期日の通知に付ては、刑事訴訟法第四百二十二条第一項の期間に依らざることを得。

第三十六条 刑事手続に付ては、別段の規定ある場合を除くの外、一般の規定の適用あるものとする。

第三十七条 本章の規定は、第二十二條、第二十三條、第二十九條、第三十條第一項、第三十二條、第三十三條及第三十四條の規定を除くの外、軍法會議の刑事手続に付て之を準用する。此の場合に於て刑事訴訟法第八七條第一項とあるは陸軍軍法會議法第四百十三條又は海軍軍法會議法第四百十三條、刑事訴訟法第四百二十二條第一項とあるは陸軍軍法會議法第四百四十四條第一項又は海軍軍法會議法第四百四十六條第一項とし、第二十五條第二項中、刑事訴訟法第一百十九條第一項に規定する事由ある場合に於てとあるは何時にてもとする。

第三十八條 朝鮮に在りては、本章中司法大臣とあるは朝鮮總督、検事長とあるは覆審法院検事長、地方裁判所検事又は区裁判所検事とあるは地方法院検事、刑事訴訟法とあるは朝鮮刑事令に於て依ることを定めたる刑事訴訟法とする。但し、刑事訴訟法第四百四十二條第一項とあるは朝鮮刑事令第三十一條とする。

第三章 予防拘禁

第三十九條 第一章に掲げる罪を犯し刑に処せられたる者、其の執行を終り釈放せられるべき場合に於て釈放後に於て更に同章に掲げる罪を犯すの虞あること顕著なるときは、裁判所は検事の請求に因り本人を予防拘禁に付する。

第一章に掲げる罪を犯し刑に処せられたる者、其の執行を終りたる者又は刑の執行猶予の言渡を受けたる者、思想犯保護観察法に依り保護観察に付せられ居る場合に於て保護観察に依るも同章に掲げる罪を犯すの危険を防止すること困難にして更に之を犯すの虞あること顕著なるとき、亦、前項に同じ。

第四十条 予防拘禁の請求は、本人の現在地を管轄する地方裁判所の検事其の裁判所に之を為すべし。

前項の請求は、保護観察に付せられ居る者に係るときは其の保護観察を為す保護観察所の所在地を管轄する地方裁判所の検事其の裁判所に之を為すことを得。

予防拘禁の請求を為すには、予め予防拘禁委員会の意見を求めることを要する。

予防拘禁委員会に関する規程は、勅令を以て之を定める。

第四十一条 検事は、予防拘禁の請求を為すに付ては必要なる取調を為し又は公務所に照会して必要なる事項の報告を求むることを得。

前項の取調を為すに付て必要ある場合に於ては、司法警察官吏をして本人を同行せしめることを得。

第四十二条 検事は本人定りたる住居を有せざる場合亦は逃亡し若くは逃亡する虞ある場合に於て予防拘禁の請求を為すに付て必要あるときは、本人を予防拘禁所に仮に收容すること

得。但し、已むことを得ざる事由ある場合に於ては、監獄に仮に收容することを妨げず。

前項の仮收容は、本人の陳述を聴きたる後に非ざれば之を為すことを得ず。但し、本人陳述を肯ぜず又は逃亡したる場合は此限に在らず。

第四十三条 前条の仮收容の期間は十日とする。其の期間内に予防拘禁の請求を為さざるときは、速に本人を釈放すべし。

第四十四条 予防拘禁の請求ありたるときは、裁判所は本人の陳述を聴き決定を為すべし。此の場合に於ては裁判所は、本人に出頭を命ずることを得。

刑の執行終了前、予防拘禁の請求ありたるときは裁判所は、刑の執行終了後と雖も予防拘禁の決定を為すことを得。

第四十五条 裁判所は、事実の取調を為すに付て必要ある場合に於ては参考人に出頭を命じ事実の陳述又は鑑定を為さしめることを得。

裁判所は公務所に照会して必要なる事項の報告を求めることを得。

第四十六条 検事は、裁判所が本人をして陳述を為さしめ又は参考人をして事実の陳述若くは鑑定を為さしめる場合に立会い意見を開陳することを得。

第四十七条 本人の属する家の戸主、配偶者又は四親等内の血族若くは三親等内の姻族は、裁判所の許可を受け補佐人になることを得。

補佐人は、裁判所が本人をして陳述を為さしめ若くは参考人をして事実の陳述若は鑑定を為さしめる場合に立会い意見を開陳し又は参考と為るべき資料を提出することを得。

第四十八条 左の場合に於ては裁判所は、本人を勾引することを得。

一 本人、定りたる住居を有せざるとき。

二 本人、逃亡したるとき又は逃亡する虞あるとき。

三 本人、正当の理由なくして第四十四条第一項の出頭命令に応ぜざるとき。

第四十九条 前条第一号又は第二号に規定する事由あるときは裁判所は、本人を予防拘禁所に仮に收容することを得る。但し、已むことを得ざる事由ある場合に於ては、監獄に仮に收容することを妨げず。

本人、監獄に在るときは、前項の事由なしと雖も之を仮に收容することを得。

第四十二条第二項の規定は、第一項の場合に付て之を準用する。

第五十条 別段の規定ある場合を除くの外、刑事訴訟法中勾引に関する規定は第四十八条の勾引に、勾留に関する規定は第四十二条及び前条の仮收容に付て之を準用する。但し、保釈及び責付に関する規定は此限（このかぎり）に在らず。

第五十一条 予防拘禁に付せざる旨の決定に対しては、検事は即時抗告を為すことを得。

予防拘禁に付する旨の決定に対しては、本人又は補佐人は即時抗告を為すことを得。

第五十二条 別段の規定ある場合を除くの外、刑事訴訟法中、決定に関する規定は第四十四条の決定に、即時抗告に関する規定は前条の即時抗告に付て之を準用する。

第五十三条 予防拘禁に付せられたる者は、予防拘禁所に之を收容し改悛せしめる為、必要なる処置を為すべし。

予防拘禁所に関する規程は、勅令を以て之を定める。

第五十四条 予防拘禁に付せられたる者は、法令の範囲内に於て他人と接見し又は親書其の他の物の接受を為すことを得。

予防拘禁に付せられたる者に対しては、親書其の他の物の検閲、差押若くは没収を為し又は保安若は懲戒の為必要なる処置を為すことを得。仮に收容せられたる者及び本章の規定に依り勾引状の執行を受け留置せられたる者に付て亦、同じ。

第五十五条 予防拘禁の期間は二年とする。特に必要ある場合に於ては、裁判所は決定を以て之を更新することを得。

予防拘禁の期間満了前、更新の請求ありたるときは、裁判所は期間満了後と雖も更新の決定を為すことを得。

更新の決定は、予防拘禁の期間満了後確定したるときと雖も之を期間満了の時確定したるものと看做す。

第四十条、第四十一条、第四十四条乃至第五十二条の規定は、更新の場合に付て之を準用する。此の場合に於て第四十九条第二項中、監獄とあるは予防拘禁所とする。

第五十六条 予防拘禁の期間は、決定確定の日より之を起算する。

拘禁せられざる日数又は刑の執行の為拘禁せられたる日数は、決定確定後と雖も前項の期間に算入せず。

第五十七条 決定確定の際、本人受刑者なるときは、予防拘禁は刑の執行終了後、之を執行する。

監獄に在る本人に対し予防拘禁を執行せんとする場合に於て移送の準備其の他の事由の為、特に必要あるときは、一時拘禁を継続することを得。

予防拘禁の執行は、本人に対する犯罪の捜査其の他の事由の為、特に必要あるときは決定を為したる裁判所の検事又は本人の現在地を管轄する地方裁判所の検事の指揮に因り之を停止することを得。

刑事訴訟法第五百三十四条乃至第五百三十六条及び第五百四十四条乃至第五百五十二条の規定は、予防拘禁の執行に付て之を準用する。

第五十八条 予防拘禁に付せられたる者、収容後其の必要なきに至りたるときは、第五十五条に規定する期間満了後と雖も行政官庁の処分を以て之を退所せしめるべし。

第四十条第三項の規定は、前項の場合に付て之を準用する。

第五十九条 予防拘禁の執行を為さざること二年に及びたるときは、決定を為したる裁判所の検事又は本人の現在地を管轄する地方裁判所の検事は、事情に因り其の執行を免除することを得。

第四十条第三項の規定は、前項の場合に付て之を準用する。

第六十条 天災事変に際し予防拘禁所内に於て避難の手段なしと認めるときは、収容せられたる者を他所に護送すべし。若し護送するの暇なきときは、一時之を解放することを得。

解放せられたる者は解放後二十四時間内に予防拘禁所又は警察官署に出頭すべし。

第六十一条 本章の規定に依り予防拘禁所若は監獄に収容せられたる者又は勾引状若くは逮捕状を執行せられたる者、逃走したるときは一年以下の懲役に処する。

前条第一項の規定に依り解放せられたる者、同条第二項の規定に違反したるとき亦、前項に同じ。

第六十二条 収容設備若くは械具を損壊し、暴行若くは脅迫を為し又は二人以上通謀して前条第一項の罪を犯したる者は、三月以上五年以下の懲役に処する。

第六十三条 前二条の未遂罪は、之を罰する。

第六十四条 本法に規定するものの外、予防拘禁に関し必要な事項は命令を以て之を定める。

第六十五条 朝鮮に在りては、予防拘禁に関し地方裁判所の為すべき決定は、地方法院の合議部に於て之を為す。

朝鮮に在りては、本章中地方裁判所の検事とあるは地方法院の検事、思想犯保護観察法とあるは朝鮮思想犯保護観察法、刑事訴訟法とあるは朝鮮刑事令に於て依ることを定めたる刑事訴訟法とする。

付 則

本法施行の期日は、勅令を以て之を定める。

第一章の改正規定は、本法施行前従前の規定に定めたる罪を犯したる者に亦、之を適用する。但し、改正規定に定める刑が従前の規定に定めたる刑より重きときは、従前の規定に定めたる刑に依り処断する。

第二章の改正規定は、本法施行前公訴を提起したる事件に付ては之を適用せず。

第三章の改正規定は、従前の規定に定めたる罪に付て本法施行前、刑に処せられたる者に亦、之を適用する。本法施行前、朝鮮刑事令第十二条乃至第十五条の規定に依り為したる捜査手続は、本法施行後と雖も仍（なお）其の効力を有する。

前項の捜査手続にして本法に之に相当する規定あるものは、之を本法に依り為したるものと看做す。

本法施行前、朝鮮思想犯予防拘禁令に依り為したる予防拘禁に関する手続は、本法施行後と雖も仍（なお）其の効力を有する。

前項の予防拘禁に関する手続にして本法に之に相当する規定あるものは、之を本法に依り為したるものと看做す。

資料 4 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制などに関する法律の一部改正(共謀罪関係)

第6条の次に次の1条を追加する。

第6条の2 次の各号に掲げる罪に当たる行為で、テロリズム集団その他の組織的犯罪集団（団体のうち、その結合関係の基礎としての共同の目的が別表第3に掲げる罪を実行することにあるものをいう。次項において同じ。）の団体の活動として、当該行為を実行するための組織により行われるものの遂行を二人以上で計画した者は、その計画をした者のいずれかによりその計画に基づき資金又は物品の手配、関係場所の下見その他の計画をした犯罪を実行するための準備行為が行われたときは、当該各号に定める刑に処する。ただし、実行に着手する前に自首した者は、その刑を減輕し、又は免除する。

一 別表第4に掲げる罪のうち、死刑又は無期若しくは長期10年を超える懲役若しくは禁錮の刑が定められているもの 5年以下の懲役又は禁錮

二 別表第4に掲げる罪のうち、長期4年以上10年以下の懲役又は禁錮の刑が定められているもの 2年以下の懲役又は禁錮

2 前項各号に掲げる罪に当たる行為で、組織的犯罪集団に不正權益を得させ、又はテロリズム集団その他の組織的犯罪集団の不正權益を維持し、若しくは拡大する目的で行われるものの遂行を2人以上で計画した者も、その計画をした者のいずれかによりその計画に基づき資金又は物品の手配、関係場所の下見その他の計画をした犯罪を実行するための準備行為が行われたときは、同項と同様とする。